

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社Fusic		コード	5256
提出日	2025/9/5	異動（予定）日	2025/9/25	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため 独立役員の属性・選任理由の説明の内容更新のため			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	安浦 寛人	社外取締役	○									○				訂正・変更	有
2	松尾 陽二	社外取締役	○												○	新任	有
3	栗林 綱江	社外監査役	○												○		有
4	柏木 街史	社外監査役	○												○		有
5	西原 隆雅	社外監査役	○												○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	当社は安浦寛人氏が副所長、特任教授（特任研究員）学術基盤チーフディレクターを務める大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立情報学研究所との間に取引がありますが、取引金額の合計が売上高全体に占める割合は1%程度と僅少であるため、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有すると判断しております。	(社外取締役選任理由) 様々な研究機関や企業の顧問等を歴任していることから、豊富な情報技術及び情報セキュリティに関する知見に加え、企業経営の経験を有しております。多面的な経営判断に必要な見識・経験を有することから、当社の持続的な企業価値向上のためには、同氏が社外取締役の役割を果たすことが必要不可欠であると判断し、社外取締役として選任しております。 (独立役員指定の理由) 取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であるとともに、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
2		(社外取締役選任理由) 戦略コンサルティングファームにおける経験に加え、複数の企業における代表取締役や取締役として経営に携わってきた実績を有しております。経営戦略や新規事業開発、M&Aなどに関する高い専門性と実践的な知見を有することから、当社の持続的な企業価値向上のためには、同氏が社外取締役の役割を担うことが有益であると判断し、社外取締役として選任しております。 (独立役員指定の理由) 取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であるとともに、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
3		(社外監査役選任理由) 長年にわたり経理業務に従事し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。 (独立役員指定の理由) 取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であるとともに、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
4		(社外監査役選任理由) 長年にわたる経営者等としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、その知識・経験に基づき社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。 (独立役員指定の理由) 取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であるとともに、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
5		(社外監査役選任理由) 弁護士として培われた専門的な知識・経験等を有するとともに、経営者等としての経験・知見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。 (独立役員指定の理由) 取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であるとともに、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

社外取締役松尾陽二につきましては、職業上は旧姓の中村姓を使用しております。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものとご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。